

# 北海道における知的財産活動

弁護士・弁理士 安藤 誠悟<sup>1</sup>

弁護士 平澤 卓人<sup>2</sup>

北海道というと、「魅力度」「地域ブランド」「住みたい街」などのランキングで常に上位となっており、1位となっているものも多く、地域自体が高いブランド力を有している地域と評価されています。

北海道の魅力として捉えられているものは、雄大な自然、自然の中で楽しむアクティビティ、豊富かつ美味しい食、冬の雪景色を含む美しい四季の表情、温かい人々などであると思います。

また、北海道の産業については、全国に対する北海道の比率は、人口4.3%、就業者数4.2%であるのに対し、第1次産業の比率は12.9%と人口比よりも大幅に高く、第3次産業は4.0%と人口比並み、他方、第2次産業は2.6%と人口比よりも大きく下回っています<sup>3</sup>。北海道では、北海道の魅力を支えている産業が中心産業であることが、このデータにも表れています。

そして、近年は、日本国内の他地域の方にとどまらず、海外特にアジアから北海道に魅せられた方が多数来訪されるようになりました。実際、公共交通機関内や、街中で、場所を聞かれることが珍しくなくなっています。

このような魅力あふれる北海道において、知的財産実務に携わる者として、地域での知的財産活動について紹介致します。

以下では、第1で北海道における知的財産活動の現状と課題を整理し、第2では北海道のブランド力という観点から、北海道の地域団体商標についてとりまとめました。また、上述したとおり、北海道では海外からの観光客が急増しておりますが、インバウンドを推進してきた「札幌コンテンツ特区」の取り組みについて、担当者である角谷俊太郎氏から寄せて頂いた原稿を紹介致します。

## 第1 北海道における知的財産活動の現状と課題

### 1 はじめに

2015年12月9日水曜日、札幌で「弁護士知財ネット10周年記念シンポジウム 北海道の知財戦略の将来を考える—知的財産基本法成立後の歩みと今後の取り組み—」を開催致しました。

第1部「知財立国10年を語る」では小松陽一郎弁護士（大阪）、伊原友己弁護士（京都）より、知財立国に至る経緯、この10年の動向、知財推進計画2015等についてご講演頂きました。

---

1 札幌弁護士会 アンビシャス総合法律事務所 日弁連知財センター委員、弁護士知財ネット理事

2 札幌弁護士会 さっぽろ法律事務所 弁護士知財ネット理事

3 出典 経済産業省北海道経済産業局「目で見える北海道産業（平成25年度版）」



第2部「北海道の知的財産権の現在と将来を語る」では、北海道経済産業局特許室の室井誠室長、佐川慎悟弁理士（北海道）、田中雅敏弁護士（福岡）をパネリストに迎え、安藤がコーディネーターを務め、パネルディスカッションを行いました。北海道で知的財産実務に携わっている室井室長、佐川弁理士及び安藤に加え、北海道と同じく地方大都市で、かつ、中央から離れた地で知的財産実務に積極的に取り組んで来られた田中弁護士にご参加頂いたことで、北海道と九州の比較ができました。

本稿では、北海道の知的財産権活動をご紹介します。第2部の概要をご報告致します。



## 2 パネルディスカッション「北海道の知的財産権の現在と将来を語る」概要

### (1) 過去10年間の北海道の産業財産権出願・登録状況

北海道の過去10年間の産業財産権の出願・登録状況は表1・表2のとおりとなっています。なお、この表は、特許庁行政年次報告書に掲載されている数値をまとめたものです。同

報告書では、共同出願案件については、筆頭出願人の住所に基づいて統計されているので、道内の出願人が含まれている場合でも、数値に含まれていないものもありますが、一定の傾向を示す資料とはなりません。

この表から、北海道の出願・登録について、次の状況が明らかになっています。

- ① 特許の出願件数は大幅に減少し、半減となっている。
- ② 特許の登録件数は横ばいで推移。
- ③ 商標の出願件数も年々減少しており、10年で3分の2程度となっている。
- ④ 商標の登録件数は横ばいで推移。

表1 出願状況

①特許	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
北海道	1,188	1,047	975	901	838	754	748	710	668	587
東京	183,719	173,021	171,126	170,898	152,777	149,860	146,077	146,300	139,603	135,592
大阪	59,930	57,679	54,685	51,241	46,105	44,594	44,402	42,549	37,491	34,919
福岡	2,963	2,744	2,626	2,592	2,529	2,184	2,046	2,068	2,119	2,189
合計(A)	367,960	347,060	333,498	330,110	295,315	290,081	287,580	287,013	271,731	265,959

②実用新案	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
北海道	235	236	224	151	153	174	167	179	132	125
東京	2,124	2,118	2,065	2,002	1,904	1,633	1,510	1,573	1,535	1,363
大阪	1,084	1,046	934	825	983	828	835	835	778	657
福岡	186	224	255	177	221	201	193	171	172	159
合計(A)	9,421	8,922	8,399	7,717	7,799	6,889	6,305	6,292	5,965	5,429

③意匠	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
北海道	286	274	225	188	177	195	193	223	216	177
東京	12,704	11,690	11,575	10,574	9,352	9,929	9,361	10,001	9,499	9,239
大阪	8,168	7,882	7,064	6,508	6,324	6,242	5,771	5,488	5,378	4,828
福岡	448	471	596	486	488	384	368	348	322	383
合計(A)	35,746	33,094	32,202	29,621	27,674	28,083	26,658	27,934	26,407	24,868

④商標	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
北海道	1,705	1,825	1,761	1,334	1,411	1,495	1,410	1,373	1,346	1,288
東京	53,116	52,734	56,746	44,189	40,078	40,711	37,520	42,314	41,068	41,697
大阪	14,781	14,264	15,383	12,366	11,501	11,321	10,411	11,654	11,579	18,149
福岡	2,507	2,335	2,534	2,222	2,244	2,299	2,178	2,567	2,322	2,622
合計(A)	114,015	111,754	118,155	95,674	90,474	92,163	84,673	95,548	92,495	100,053

表2 登録状況

①特許	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
北海道	321	356	370	376	352	406	471	520	512	365
東京	55,533	63,997	75,239	78,552	87,124	98,110	102,416	115,692	117,970	94,713
大阪	17,624	19,930	22,420	23,175	23,727	26,875	28,142	31,449	29,051	20,903
福岡	857	1,015	1,056	1,138	1,260	1,399	1,355	1,380	1,439	1,405
合計(A)	111,088	126,804	145,040	151,765	164,459	187,237	197,594	224,917	225,571	177,750

②実用新案	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
北海道	208	249	203	144	146	149	151	180	124	122
東京	2,080	2,160	2,041	1,887	1,827	1,654	1,432	1,552	1,488	1,319
大阪	998	1,031	933	769	910	818	806	826	744	676
福岡	179	192	260	168	184	215	182	170	144	172
合計(A)	8,462	8,523	8,160	7,187	7,361	6,756	5,998	6,221	5,738	5,322

③意匠	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
北海道	153	217	142	168	168	133	159	159	181	176
東京	10,628	9,586	9,060	9,616	9,029	8,673	8,229	8,926	9,138	8,487
大阪	6,851	6,527	6,131	5,675	6,047	5,642	5,266	5,251	4,836	4,732
福岡	366	339	324	419	442	352	270	265	331	271
合計(A)	29,971	27,034	25,228	25,986	25,819	24,458	23,042	24,610	24,272	23,092

④商標	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
北海道	1,096	1,130	1,137	1,057	1,196	994	1,152	1,212	1,126	1,135
東京	38,082	42,930	38,120	39,354	41,884	35,989	32,060	34,194	37,845	36,181
大阪	10,589	11,439	10,707	10,732	11,495	10,315	8,832	9,548	10,470	9,494
福岡	1,427	1,771	1,554	1,743	1,899	1,906	1,704	1,891	2,036	2,016
合計(A)	80,962	88,411	79,836	82,469	88,449	79,338	70,800	77,129	82,736	79,562

この出願・登録状況について、パネリストからは以下のような意見があがりました。

[室井室長]

・特許の出願件数については、全国的にも同様に減少している。その理由としては以下のようなものが考えられる。

- ① 外的要因として、2008年のリーマンショック、2011年の東日本大震災が経済に大きな影響を与えたこと。
- ② 内的要因として、企業の知的財産取得の予算が減少している可能性があること、ま

た、PCT出願は伸びており限られた予算を海外出願に充てる割合が増えていると考えられること。

- ・全国47都道府県における北海道の順位は、多少の上下はあってもほぼ横ばいである。したがって、北海道だけが特に出願件数が減少しているということではなく、全国的な減少に即した減少といえる。
- ・特許について、出願件数が減っているものの、登録件数が横ばいであるのは、単に出願するだけでなく、登録まで見据えての出願を企業がやっているからではないかと思われる。
- ・北海道では、バイオ産業、食品産業が盛んであり、特許出願して公開されるよりは営業秘密として守ろうとするところも多いのではないかと考えられる。実際、着任してからの印象として、営業秘密の話に熱心に聞かれる企業の方は多いような印象を受けている。

[佐川弁理士]

- ・出願実務に携わっている者としては、減っている印象はなかった。商標については寧ろ増えている印象であった。この統計を見て、大きく減っている状況には衝撃を受けた。
- ・景気の良い時期に比べれば、特許出願は減ってはいるのだろう。
- ・東京の大企業のように、一つの発明について、数多くの出願を行って保護を図るということは北海道の企業ではまずない。寧ろ、限られた予算の中で、一つの出願で、できるだけ権利範囲が広く、しかも強い権利を取ることが求められる。

[田中弁護士]

- ・福岡県は、北海道よりは特許出願の減少割合は小さい。
- ・自身の仕事を踏まえた感想だが、福岡県はITやサービス業が多く、それらの事業では実験等を要しない発明が創り出される。また、福岡は九州の中心であり九州全体の大学の数は北海道の大学の数よりも多い。そして、中小企業が大学と共同研究を行い出願をすることも多く、福岡の企業が九州各地の大学と共同研究をして出願をしていることも多いのではないかと思う。つまり、大学とのコラボが上手くいっているのではないか。さらに、企業のスタートアップへの後押しも積極的になされている。

## (2) 発明・ブランド等の保護・活用の状況

次に、発明、実用新案、ブランド、意匠、営業秘密等の知的財産の保護・活用の状況について議論していただきました。

[佐川弁理士]

- ・かつて東京で業務を行っていた。その際は、依頼者も出願というものをよく理解しており、相談から出願を経て査定に至るまで、流れるように出願業務を進めていた。他方、北海道では、依頼者が出願というものに慣れていない場合もある。相談の段階で、まず、どのような資料を準備するのかということの説明から始めることも多い。特許庁から拒絶理由通知書が届いた場合も、東京の慣れた企業では淡々と手続きを進めるが、北海道の慣れていない企業では拒絶理由通知書が届いただけで拒絶されたことに過敏に反応されることもある。
- ・北海道で行政、発明協会、そして我々弁理士も啓蒙活動を行ってきており、出願についてはある程度浸透してきたという自負はある。今後は、活用面を意識付けしていく段階と思

う。

- ・弁理士の立場としては、弁護士がビジネスの保護のために知的財産の保護が必要であることを企業に説明して理解してもらい、出願を勧めてもらえると非常にありがたい。

[田中弁護士]

- ・九州の企業も、当然、活用を視野に入れて対応している。ただ、活用の典型である侵害に対して差止・損害賠償請求を行うというために出願するということは少なく、ビジネスのどこかの段階でプラスになることを考える企業、特に、スタートアップ企業が自社のポジションを強くするために特許を取るという考えの企業の方が多いように思われる。
- ・弁護士としても、特許への関わり方として、いざ侵害問題等が生じたときに対応するというのではなく、スタートアップ企業のビジネスモデルを長続きさせるためにどうするかを弁護士の立場から一緒になって考えていくということを行っている。
- ・私自身としては、特許でも、商標でも、将来権利化されたときのことを見据え、出願の段階から弁理士と一緒にし、どのような内容の出願とするかということ協議しつつ進めることもある。地方の場合、出願の段階から権利行使まで、弁護士と弁理士がタッグを組んで企業をサポートしていくことの重要性は高いと思う。
- ・私の認識では、弁護士がこういった取り組みをするようになったのは、弁護士知財ネットができて、この10年間の中で各弁護士が積極的に知的財産について勉強したり取り組むようになってきたからだと思う。
- ・営業秘密の保護について、こんな例もある。ラーメン屋ののれんを守るために、どこの店舗（たとえ海外店舗でも）でやるにせよ、スープの「かえし」だけは、本店から持って行くようにすることで、スープの営業秘密を守ることができる。また、明太子について、一次加工と二次加工を別の会社でやることで、情報が一元化しないようにして営業秘密を守ることができる。

(3) ブランド戦略

北海道では、食や観光を中心としたブランド力が高いといえることから、ブランド保護の状況についてご説明頂きました。

[佐川弁理士]

- ・ブランド保護のための行政の補助金制度や、地域団体商標が認められるようになったことなどから、食や観光に関する商標出願の依頼が増えている印象である。

[室井室長]

- ・平成17年改正で認められるようになった地域団体商標の登録件数は、平成27年10月31日までに585件。そのうち26件が北海道地域のもの。比率として4.4%。
- ・北海道は食・観光が盛んな地域。登録されている地域団体商標の内容はその地域の特性を表している。
- ・助成金として例えば外国出願補助金というものがある。北海道の場合、この補助金の利用は殆どが商標出願となっている。

#### (4) 今後の北海道の知的財産及び実務家の支援

[室井室長]

- ・食・観光が主要産業かつ強みである北海道としては、今後も、これらの地域資源を活用していくことが引き続き必要である。
- ・北海道のブランドは国内外で強いブランド力を持っており、国内外から注目を集めている。今後もブランドの保護を積極的に支援していきたい。

[佐川弁理士]

- ・これまでの活動により知的財産の保護の必要性についてはある程度啓蒙できてきたと自負している。
- ・今後は、一つのビジネスについて、これは発明がポイントとなるビジネスだから特許出願、これはブランドが重要だから商標出願という形だけでなく、一つのビジネスについて今まで以上に多面的に保護を図る、例えば特許と商標、実用新案と意匠で保護を図るように、いわゆる知財ミックスと言われる戦略を、出願実務に携わるものとして、広めていきたい。

[田中弁護士]

- ・中小企業では、知財部どころか、知財の担当者すらいないところも多い。そして中小企業にとっては、知財というのは、数ある経営課題の内の一つにすぎない。そのため、中小企業に対しては、数ある経営課題の一つにすぎない知的財産の保護の重要性、言いかえれば知的財産を保護しておけばどのようなメリットがあるかを理解してもらうことが重要である。
- ・具体的には、ビジネスの各局面、例えばビジネスのスタートの局面、外部との共同研究開発の局面、量産化のための製造委託の局面、広告宣伝の局面等の各局面で、知的財産をどのように取り扱っておくか、保護されるとどのようなメリットがあるかを、局面に応じて上手く説明することで、理解を高めるということ。
- ・九州でも、北海道でも、中小企業に対して、いい発明等ができるのを待つのではなく、知的財産の保護を含めたビジネス全体のサポートを、より利用しやすい形で提供しなければならない。

### 3 北海道の知的財産活動の現状—補足及び感想（安藤）

時間の制約のため、パネルディスカッションでは、北海道での知的財産活動の一部についてしか議論することができませんでした。以下では、パネルディスカッションで取り上げなかった事項や私の感想を補足致します。

#### (1) 知的財産活動の人材

##### ① 弁理士数

弁理士白書によれば、北海道に主たる事務所を有する弁理士の数は次のとおり推移しています。なお、参考までに、ここでも福岡の状況を比較対象として記載しました。

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
北海道	16	20	18	21	25	27	29	30	34
福岡	43	44	47	47	52	53	60	73	78

北海道に主たる事務所を有する弁理士数は上記期間に倍以上に増加しており、これは全国の弁理士数の増加率を超える割合です。しかし、絶対数は、福岡と比較しても少ない数です。

また、北海道で知的財産実務を行っている弁護士が弁理士登録する数も増えており、そういう者を除くと、純粋に弁理士業務に専念している弁理士の数は更に少なくなります。

実際、弁護士の立場であっても、北海道の弁理士の方々はほぼ全て顔見知りです。

どの弁理士の先生方も、熱心に業務に取り組んでおられますが、弁理士数が少ないという事実は、北海道の中小企業における知的財産活動が未だ活発ではないという事実を示す一つの指標といえます。

## ② 弁護士

北海道の弁護士数は、年々増加しており、特に札幌での人数増が顕著ですが、知的財産実務に実際に携わっている弁護士は多いとはいえません。

本稿の執筆者である安藤が札幌弁護士会に登録換えした2007年当時、札幌弁護士会には知的財産に関する委員会は存在していませんでした。それでも、当時、馬杉栄一弁護士<sup>4</sup>が道内企業や弁護士向けに「知財塾」という勉強会を継続的に催す等の活動により知的財産保護の啓蒙、意識の向上を図っておられました。

現在は、先輩方の活動を引き継ぎ、中堅及び若手弁護士が、北海道知的財産戦略本部幹事、知財総合支援窓口の窓口担当弁護士等の役割を担う等、知的財産活動に取り組んでいます。

また、札幌弁護士会では、専門性の高い分野の法律相談については通常の法律相談とは別に特に登録している弁護士を紹介する「特定分野別弁護士紹介制度」を設けており、知的財産権に関する相談についても同制度の下、知的財産に取り組む意欲のある弁護士が対応するようにしています。

## ③ 行政による人材育成施策

平成17年に北海道知的財産戦略本部が設置され、平成19年度には「地域における知財戦略策定支援人材育成事業」が実施されました。同事業は、知財戦略策定に携わる支援人材を育成するために、道内の弁理士・弁護士・税理士・中小企業診断士等を対象に、中小企業における知財戦略策定を通じてOJT研修を行い、知財戦略策定支援の実践的な手法を体得することを目的として実施されたものです。

同年には私を含め11名が支援チームに参加し、講師の下、実際に道内企業に複数回訪問をして、知的財産戦略の策定を一緒に検討しました。

この事業は、翌年以降も継続し、平成21年度からは事業の重点は支援人材の育成から中小企業に対する支援へシフトしていきましたが、数多くの支援人材が参加しました。私自

4 札幌弁護士会 馬杉栄一法律事務所 日弁連知財センター委員、弁護士知財ネット理事

身も、平成20年度からは運営委員として関与し、時には、中小企業の知的財産状況の分析・検討及び戦略の策定に携わる機会をいただきました。

その結果、支援人材として参加した者が道内中小企業の知財経営に対する取り組みをサポートできるようになるとともに、参加者相互間の繋がりができ、企業への支援をする基盤が構築されました。

#### ④ 知財総合支援窓口

北海道の知財総合支援窓口には、弁理士、弁護士が窓口支援専門家として定期的に相談対応を行っています。

知財総合支援窓口における平成26年度の専門家活用件数は全国の中でも北海道が最も多く（776件）、しかも、北海道においては「企業OB」の活用件数が多いことが特徴です。

#### (2) 知財案件の状況

北海道では、弁護士が知的財産案件に関わることは、まだ多くはありません。

知財総合支援窓口の弁護士への相談件数、札幌弁護士会の特定分野別弁護士紹介制度への相談件数は、いずれも、平成26年度、27年度共に十数件にとどまっています。

相談の内容としては、商標に関する相談が最も多く、特許に関する相談を受けることはめったにありません。

日本知財仲裁センター北海道支所の調停や仲裁手続きも全く利用されていない状況です。

#### (3) 感想

私は、電機メーカーの知財部門、東京の大手法律事務所で業務を行い、平成19年に札幌に登録換えをし、以来、この地で弁護士として活動をしてきました。

地方の中小企業の場合、知的財産は「当社とは無関係」という捉え方をしていることがまだ少なくありません。

そのためか、業務の中に占める知財案件の割合は高くはありません。

しかし、徐々にではありますが、道内企業の知財に対する意識は高まってきているように感じています。具体的には、契約書の作成やレビューの依頼を受けた際に、依頼者自身が知的財産の権利帰属について具体的な要望を述べたり、新規事業を行う際のブランド戦略について相談を受けたり、あるいは、事業を行う際の素材の利用と権利侵害の可能性について相談を受けるといったことは増えています。また、インターネットの普及により、昔であれば問題とならなかったかもしれないような、遠隔地の者から商標権侵害等の警告を受ける例も散見されるようになってきています。

また、中小企業からの相談や依頼では、単なる法律相談ではなく、経営方針や戦略自体の相談に発展することも珍しくなく、必要に応じて経営課題の一つとして知的財産の保護や活用を提案する機会があるといえます。

知的財産推進計画2015では、「地方における知財活用の推進」が重点3本柱の筆頭に挙げられており、地方での知財活動の活性化は今後ますます重要になっていくことは明らかです。

シンポジウムでの第1部のご講演や第2部のパネルディスカッションを通じ、北海道の地域特性を踏まえ、中小企業に対して今まで以上に積極的に知財を経営資源として保護活用することを伝え、そのための手続きや対応を手厚くサポートしていくことが地方の知財専門家

として求められていると感じました。また、地域内での知財専門家相互間の連携に加え、今回のシンポジウムで小松陽一郎先生、伊原友己先生、田中雅敏先生からお話し頂いた内容は、大変興味深く参考になるものであり、中央と地方間及び地方相互間での情報交換その他の連携を図り、私達からも情報発信をして「地方における知財活用の推進」を実践していきたいと思います。

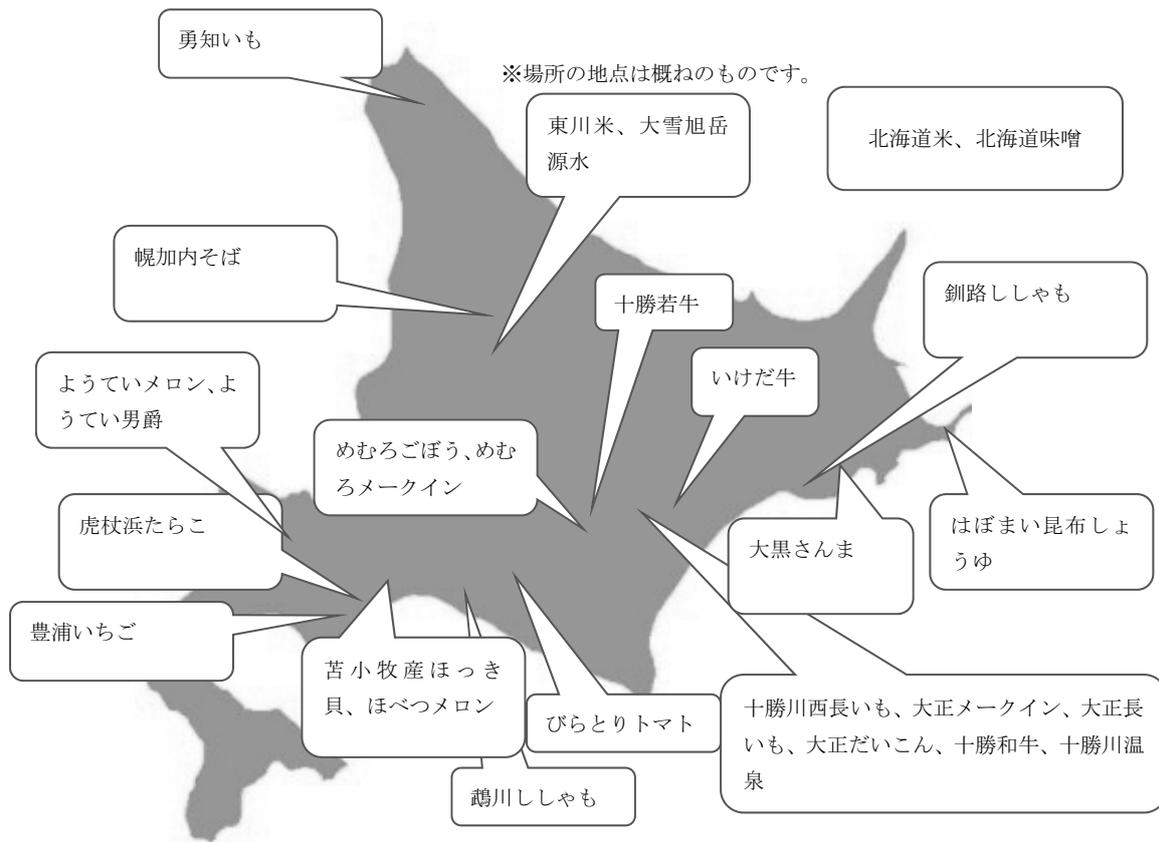
## 第2 北海道の地域団体商標

北海道においては、特定の地域で生産され、その名称が一定の品質や特徴を備えたものとして一種のブランドとなっている農業生産物、漁業生産物、食料品等が多数存在します。

このような「地域ブランド」のうち、著名な「夕張メロン」は従前から商標登録されていましたが<sup>5</sup>、平成17年の商標法改正により地域団体商標として商標登録ができることになり、より多くの商品等が登録されることとなりました。

北海道経済産業局のホームページによれば、平成28年3月4日の時点で27の地域団体商標が登録され、現在4つの地域団体商標（摩周メロン、十勝ナイタイ和牛、とうや湖和牛）も現在出願中とのことです<sup>6</sup>。

本稿では、登録された地域団体商標とその一部の商品についてその特徴を紹介します。



5 最も古いものとして、登録番号1379023、登録日昭和54年5月31日がある。

6 経済産業省北海道経済産業局「北海道における地域団体商標出願・登録状況」([http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/ts\\_list/](http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/ts_list/)) (平成28年3月15日確認)

## 1 海産物

### 鵠川ししゃも

登録番号 第5003522号  
登録日 平成18年（2006）11月17日  
出願番号 商願2006-34055  
出願日 平成18年（2006）4月1日  
権利者 鵠川漁業協同組合



「ししゃもは世界でも北海道の太平洋沿岸でした漁獲されない大変貴重な魚種で、ここ鵠川で生干しされたししゃもは全国でも有名です。

ししゃもはその昔、貴重な生活資源として地元でのみ食されていました。後に加工・販売業者が絶妙な塩分や乾燥加減で生干しした「干しししゃも」を勢力的に販売し、その不断的努力により、道内ばかりでなく国内各地への流通に成功しました。

秋のむかわ町を彩るししゃもの簾（すだれ）干し風景なども報道され、「鵠川と言えばししゃも！」「ししゃもと言えば鵠川！」と皆様からご愛顧いただくようになりました。

平成18年4月に改正商標法が施行され、「地域名+商品名」の商標登録が可能になり、改正後の第1期生として「鵠川ししゃも」が認定されました。

鵠川漁業協同組合ホームページから引用  
(<http://jf-mukawa.jp/shishamo.html>)

### 苫小牧産ほっき貝

登録番号 第5062178号  
登録日 平成19年（2007）7月13日  
出願番号 商願2006-29874  
出願日 平成18年（2006）4月3日  
権利者 苫小牧漁業協同組合



#### 「名前の由来

正式名称は、30年以上といわれる長寿命に因んでウバガイ（姥貝）と名付けられましたが、一般的にはホッキ貝の名で親しまれています。その名前はアイヌ語に由来し、漢字の「北寄貝」は当て字といわれています。北海道で採れる「北に寄った」貝であることから北寄貝と名付けたとの説もあります。

#### 生 態

殻長10cmほどに成長する大型の二枚貝です。形状は丸みのある三角形で、殻は厚くて堅く、角は薄い茶褐色。冷たい海水を好み、日本では関東以北から北海道周辺。カナダ東岸、ロシア太平洋岸などに生息しています。深さ10mほどの海底の砂地で、通常、砂の中に身を潜め、長い水管を伸ばして水を吸い、そこに含まれるプランクトンを食べます。産卵期は5～6月のため苫小牧漁業協同組合では禁漁期間としています。国内では東北の日本海側でも水揚げ

されていますが、北海道が主産地であり苫小牧が水揚げNO.1!なのです。」  
 苫小牧産ほっき貝サイト（苫小牧漁業協同組合）から引用、一部変更あり  
 (<http://tomagyo.com/>)

**大黒さんま**

登録番号 第5407849号  
 登録日 平成23年（2011）4月22日  
 出願番号 商願2009-28573  
 出願日 平成21年（2009）4月15日  
 権利者 厚岸漁業協同組合

**おいしいさんまはココで見分ける!**



「味と鮮度を誇る厚岸のさんま漁において、さらに厳しい規格と規定をクリアしたものだけが名乗れる厳選品、それが「大黒さんま」です。

船上で箱詰めまでをこなす徹底された鮮度保持対策など漁師の誇りと愛情を込めた逸品です。

厚岸漁業協同組合の所属船21隻が、各々の「船上」において、漁獲直後に「特大のさんま」だけを選別し、「紫外線殺菌冷却海水」を用い迅速に皆様のお手元にお届けする状態で発泡ケースに箱詰めされます。「紫外線殺菌冷却海水」で瞬時に鮮度を閉じ込めた「大黒さんま」は、垂直につかむと頭が天を仰ぐほどシャンとしています！」

厚岸漁業協同組合ホームページから引用  
 (<http://jf-akkeshi.com/guide/guide03.html>)

**虎杖浜たらこ**

登録番号 第5075147号  
 登録日 平成19年（2007）9月7日  
 出願番号 商願2006-29586  
 出願日 平成18年（2006）4月3日  
 権利者 胆振水産加工業協同組合

### 釧路ししゃも

登録番号 第5570047号  
登録日 平成25年（2013）3月29日  
出願番号 商願2011-95462  
出願日 平成23年（2011）12月20日  
権利者 釧路市漁業協同組合

## 2 農作物

### 大正メークイン

登録番号 第5051631号  
登録日 平成19年（2007）6月1日  
出願番号 商願2006-57156  
出願日 平成18年（2006）6月20日  
権利者 帯广大正農業協同組合



「メークインは日本には大正6～7年（1917～1918年）に渡来し広まりました。

帯广大正農協がメークインの栽培に本格的に取り組み出したのは農協創設間もない昭和23年のことでした。

良質種子を選抜育成し、品質の改良を重ねます。また栽培技術も向上し、昭和27年頃から「大正にメークインあり」の評価を市場からいただくこととなります。男爵に比べ歴史の浅いメークインですが、消費のされ方には地理的特徴があります。詳しい統計はないのですが、じゃがいもは「東の男爵、西のメークイン」といわれ、関東、東北地方では男爵が多く使用され、関西以西ではメークインが多く使用されています。東西の調理法や味付けの違いがこういった傾向を生じさせたものといわれています。」

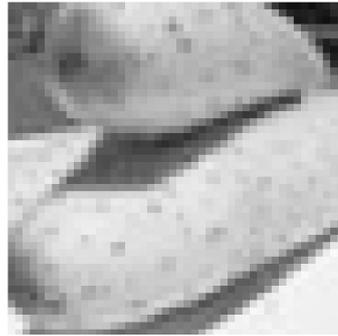
「メークインはとっても暑がりです。夏は太陽の光を燦々と浴びて光合成を行ない、せっせと養分を貯える時期なのですが、気温が約29℃を越えると大きくなることをやめてしまうのです。（肥大停止といいます）メークインの生育適温は16～20℃で17℃がいもの形成適温といわれています。また夜の気温が大切といわれ、10～14℃がベスト。甘さや美味しさはこの昼夜の寒暖が大きく影響するのです。思えば、人が快適と思える気象条件とほとんど同じ。帯广大正農協がある北海道・十勝はメークインの生育条件にピッタリなのです。ちょっとひんやり目の北の大地の恵みなのです。」

帯广大正農業協同組合ホームページより引用

(<http://www.ja-taisho.com/school/mayqueen/shakai.html>)

## 大正長いも

登録番号 第5051632号  
 登録日 平成19年（2007）6月1日  
 出願番号 商願2006-57157  
 出願日 平成18年（2006）6月20日  
 権利者 帯广大正農業協同組合



「ながいもは古くより長野県で生産されていました。その後、東北・青森地方でも作られていました。北海道に渡り最初に作られたのが夕張地区であるといわれております。昭和50年頃にここ大正地区で新規作物として生産を始めたのが、「大正長いも」の誕生であります。

当時の生産者は3戸で、現在の様な栽培技術や機械も無く、手堀りによる収穫を行っており、大変苦勞する作業でした。それから約30年。現在ではおよそ60戸の生産者が約140ヘクタールを作付、毎年5,000トン程の大正長いもを生産しています。北海道十勝地方の気候は肥大期である7月～9月においても、朝晩の寒暖の差がある為、昼間太陽と十勝平野のエネルギーをたっぷり吸収した栄養分を、夜に気温が低くなる事で、地下の長いもへ移行する事が出来るので作物にとっては大変良い気候であります。日々の繰り返しにより、粘りが強くほんのりとした甘さのある、おいしい「大正長いも」ができるのです。また十勝は長いもをはじめとした野菜がおいしく生産できる場所なのです。国内外においても、平成11年2月より台湾、平成15年2月よりアメリカへ長いもの輸出を行っており、年々増加傾向にあります。」

帯广大正農業協同組合ホームページより引用、一部変更あり

(<http://www.ja-taisho.com/school/nagaimo/shakai.html>)

## めむろごぼう

登録番号 第5409064号  
 登録日 平成23年（2011）4月28日  
 出願番号 商願2008-4184  
 出願日 平成20年（2008）1月10日  
 権利者 芽室町農業協同組合



「芽室町の畑は下層までやわらかい土が広がっている所が多く、ごぼうの生産に適しているのです。

春の蒔きつけから収穫までの4ヶ月以上もの間、やわらかい土の中でスクスク伸びた「めむろごぼう」は8月末から11月末まで収穫し、一部を畑に残し翌年の春に収穫します。「めむろごぼう」は太さ・長さによって11規格に分けられます。同じ長さ・太さのものを作るのは非常に難しい事です。芽室町の恵まれた土壌条件で育ち、先端まで太くまっすぐ伸びた「めむろごぼう」は柔らかく、風味が強いごぼうです。」

芽室町農業協同組合ホームページから引用

(<http://www.ja-memuro.or.jp/agri/farm.html>)

### めむろメイクイン

登録番号 第5409065号  
登録日 平成23年（2011）4月28日  
出願番号 商願2008-4185  
出願日 平成20年（2008）1月10日  
権利者 芽室町農業協同組合



「十勝平野の軽い土が羽根布団のように優しくじゃがいもを包み込む為、芽室町はじゃがいも栽培最高の産地と言えます。その中で古くから栽培されてきた「めむろメイクイン」は十勝めむろ産じゃがいものエースと呼ぶに相応しい最高の品種です。

十勝めむろの「めむろメイクイン」は大地の元気をいっぱい蓄え、ほんのり甘く栄養満点に仕上がっています。」

芽室町農業協同組合ホームページから引用

(<http://www.ja-memuro.or.jp/agri/farm.html>)

### ようてい男しゃく

登録番号 第5626322号  
登録日 平成25年（2013）11月1日  
出願番号 商願2007-49307  
出願日 平成19年（2007）5月17日  
権利者 ようてい農業協同組合



「寒暖差の大きな気候がでん粉質の豊富なおいしい「男しゃく」を育てています。

J A ようていでは貯蔵庫にもこだわり、いもを自然対流方式の最新鋭の貯蔵庫で"休眠"させることにより、長期にわたり安定した品質を保っています。

また、種子からの一貫生産と生産履歴の徹底により「安全で安心」で高品質な馬鈴しょをお届けいたします。」

ようてい農業協同組合のホームページから引用

(<http://www.ja-youtei.or.jp/mikaku-dansyaku.html>)

### ようていメロン

登録番号 第5626323号  
登録日 平成25年（2013）11月1日  
出願番号 商願2007-49310  
出願日 平成19年（2007）5月17日  
権利者 ようてい農業協同組合



「JAようていでは、品種特性を活かした栽培リレーにより、6月中旬～10月下旬までと、道内でも有数のロングラン出荷を行っています。」

「羊蹄山麓特有の昼夜の寒暖差が、甘くておいしい「ようていメロン」を育みます。」

ようてい農業協同組合のホームページから引用  
(<http://www.ja-youtei.or.jp/mikaku-dansyaku.html>)

### びらとりトマト

登録番号 第5503346号  
登録日 平成24年（2012）6月29日  
出願番号 商願2010-61148  
出願日 平成22年（2010）7月20日  
権利者 びらとり農業協同組合

### びらとりトマト



「トマトはもともと暑さと湿気が苦手な作物です。特に日本はジメジメとした夏でトマトにとっては新陳代謝が悪くなり、味もボケがちになってしまいます。」

そんななか、夏は冷涼で湿度が低い北海道はトマトに味わいを引き立ててくれます。なかでも日高山脈を源とした清流、沙流川沿いに広がる平取町は北海道のなかでも更に冷涼な気候のもと、トマトの一大産地があります。

平取町では、100ヘクタール以上のトマトのハウス栽培を行っています。これは北海道の大玉トマトの4割近くに当たる栽培面積です。でも、ただ沢山作っているだけでなく地域の気候と作りのこだわりをもって、味わいのある美味しいトマトづくりを目指しています。」

びらとり農業協同組合ホームページから引用  
(<http://www.nishipa.or.jp/biratoritomato/index01.html>)

### 勇知いも

登録番号 第5807860号  
登録日 平成27年（2015）11月20日  
出願番号 商願2014-85216  
出願日 平成26年（2014）10月9日  
権利者 稚内農業協同組合

### 東川米

登録番号 第5491588号  
登録日 平成24年（2012）5月11日  
出願番号 商願2007-10221  
出願日 平成19年（2007）2月8日  
権利者 東川町農業協同組合

### 十勝川西長いも

登録番号 第5002095号  
登録日 平成18年（2006）11月10日  
出願番号 商願2006-34069  
出願日 平成18年（2006）4月1日  
権利者 帯広市川西農業協同組合

### 豊浦いちご

登録番号 第5014163号  
登録日 平成19年（2007）1月5日  
出願番号 商願2006-48216  
出願日 平成18年（2006）5月11日  
権利者 とうや湖農業協同組合

### 大正だいこん

登録番号 第5051633号  
登録日 平成19年（2007）6月1日  
出願番号 商願2006-57158  
出願日 平成18年（2006）6月20日  
権利者 帯広大正農業協同組合

### ほべつメロン

登録番号 第5091305号  
登録日 平成19年（2007）11月16日  
出願番号 商願2007-11610  
出願日 平成19年（2007）1月31日  
権利者 とまこまい広域農業協同組合

### 幌加内そば

登録番号 第5063037号  
登録日 平成19年（2007）7月13日  
出願番号 商願2006-86868  
出願日 平成18年（2006）9月19日  
権利者 きたそらち農業協同組合

# 幌加内そば

### 北海道米

登録番号 第5594136号  
登録日 平成25年（2013）6月28日  
出願番号 商願2007-117306  
出願日 平成19年（2007）11月21日  
権利者 ホクレン農業協同組合連合会

## 3 調味料

## はぼまい昆布しょうゆ

登録番号 第5040944号  
 登録日 平成19年（2007）4月13日  
 出願番号 商願2006-53804  
 出願日 平成18年（2006）6月9日  
 権利者 歯舞漁業協同組合



「これまで、「昆布しょうゆ」は「一度使ったら他のおしょうゆは使えない。」「こんなに美味しい昆布しょうゆがあったなんて。」というお客様の声に支えられ、平成2年の発売開始から26年が経ちました。

私たち歯舞漁協役員一同は、その声に甘んじることなく、もっとお客様の「美味しいの笑顔」が見たくて、そのためにもっと美味しい「昆布しょうゆ」を提供するにはどうしたらよいか、製造方法から考え直しました。

苦悩の結果、「はぼまい昆布しょうゆ」は昆布のだしにこだわり、ご家庭から料亭まで行っている水出し製法を採用し、昆布だしを水から加熱しだしをとるという方法を採用しております。

この「はぼまい昆布しょうゆ」に使われる昆布は歯舞産天然一等昆布最上級品、だしはこだわりの一番だしのみを使用。これによりギュウツツと濃縮された昆布の旨みを更に高い次元で引き出すことに成功しました。

また、職人にしか出来ない本醸造しょうゆと昆布一番だしを絶妙なバランスでブレンドし、他では味わえない、「はぼまい」ならではの美味しさとなっております。

是非、「はぼまい昆布しょうゆ」をご堪能下さい。」

歯舞漁業協同組合ホームページから引用、一部変更あり

(<http://www.jf-habomai.jp/konsyo.html>)

## 北海道味噌

登録番号 第5470951号  
 登録日 平成24年（2012）2月17日  
 出願番号 商願2007-7754  
 出願日 平成19年（2007）2月1日  
 権利者 北海道味噌醤油工業協同組合

#### 4 畜産物

##### いけだ牛

登録番号 第5564994号  
登録日 平成25年（2013）3月15日  
出願番号 商願2008-13011  
出願日 平成20年（2008）2月12日  
権利者 十勝池田町農業協同組合



「いけだ牛」とは

「いけだ牛」と呼べるのは、池田町内で生まれ、池田町内で肥育され、主に池田町食肉センターでと畜され、池田町内で部分肉に加工処理された褐毛和種（あか牛）です。

「いけだ牛」の特徴は

- ・程よい霜降りでありながら余分な脂肪が少ない。
- ・和牛ならではの風味がとても豊かでジューシーで、しかも柔らかい。
- ・ワイン製造過程での副産物であるワインオリを飼料化し給与している。」

「現在、当JA管内ではおよそ800頭の褐毛和種が飼養されており、種付け・出産の過程を経て生産された子牛を24ヵ月齢前後まで育成・肥育する繁殖肥育一貫経営が主に行われております。

出荷された牛は、池田町内でと畜・部分肉加工され、「いけだ牛」として流通しております。「いけだ牛」は、生まれてから出荷されるまで池田町内で飼育されておりますので、安全安心です。

当JAにおいても「いけだ牛」は、Aコープでの定期的な販売のほか、当JAで毎年6月・11月に開催される「新緑祭」・「農業祭」等での対面販売により、生産者自らが消費者に「いけだ牛」のPRを行っております。」

JA十勝池田町ホームページより引用

(<http://www.ja-tokachiikedacho.or.jp/agri/ikedagyu.html>)

##### 十勝和牛

登録番号 第5443137号  
登録日 平成23年（2011）10月7日  
出願番号 商願2009-62255  
出願日 平成21年（2009）8月14日  
権利者 ホクレン農業協同組合連合会

##### 十勝若牛

登録番号 第5535749号  
登録日 平成24年（2012）11月16日  
出願番号 商願2011-64294  
出願日 平成23年（2011）9月7日  
権利者 十勝清水町農業協同組合

## 5 その他

## 大雪旭岳源水

登録番号 第5571515号  
 登録日 平成25年（2013）4月5日  
 出願番号 商願2009-61538  
 出願日 平成21年（2009）8月12日  
 権利者 東川町農業協同組合

## 十勝川温泉

登録番号 第5182818号  
 登録日 平成20年（2008）11月21日  
 出願番号 商願2007-53986  
 出願日 平成19年（2007）5月30日  
 権利者 十勝川温泉旅館協同組合

以上のように、北海道では多くの地域の特産品が地域団体商標を取得しています。もっとも、地域団体商標を取得している地域には偏りがみられ、有名な特産品でも地域団体商標を取得していないもの多数残されています。今後、私たちも、知財に携わる専門家として、北海道の地域ブランドの発展に貢献していきたいと考えています。

また、本稿の作成にあたりホームページに記載の内容を利用させて頂いた漁協、農協の皆さまにこの場をお借りして感謝申し上げます。

## 第3 北海道における映像コンテンツ活動

### －札幌コンテンツ特区のご紹介

一般財団法人 さっぽろ産業振興財団  
札幌映像機構Screen Authority Sapporo  
コンテンツ特区推進課長<sup>7</sup> 角谷 俊太郎



#### 1 札幌コンテンツ特区について

平成23年12月、札幌市は日本で初めてとなる、コンテンツ分野での地域活性化総合特区の指定を受けました。地域活性化総合特区とは、国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的なチャレンジに対し、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置などにより総合的に支援する制度です。（根拠法：総合特別区域法）

この「札幌コンテンツ特区」の事業を推進するために、札幌市の出資団体である（一財）さっぽろ産業振興財団内に、コンテンツ特区推進課が創設（札幌映像機構Screen Authority Sapporo）され、私は、推進課長として、これまで事業に携わってきました。

北海道は、雄大な自然も、また、札幌などの都市の町並みも、四季それぞれの表情をもった魅力ある地域です。このような魅力は、観光にとどまらず、映像を通じて世界に伝える価値のある魅力あるコンテンツです。

札幌コンテンツ特区として、私達は、札幌・北海道における映像制作の増加による映像産業の基盤強化・雇用拡大と、映像の持つプロモーション効果を活用した観光や食をはじめとする産業を活性化させるべく、さまざまな施策を展開しています。

また、札幌コンテンツ特区については、政府の知的財産戦略本部が策定した知的財産推進計画2012において、「日本を元気にするコンテンツ総合戦略」のうち、クールジャパンを推進しソフトパワーを強化するための取り組みの1つであるインバウンド推進戦略として紹介されています。

このような重要な役割を担うため、札幌コンテンツ特区では、主に次のような取り組みを行ってきました。

- ① 撮影環境の整備
- ② 映像制作の支援
- ③ 映像コンテンツの輸出支援

札幌コンテンツ特区での取り組みの具体的内容について、昨年8月にとりまとめた平成26年度の取組内容をご紹介します。

#### 2 平成26年度の取り組み ①撮影環境の整備

##### (1) フィルムコミッション機能の強化

・平成26年8月にFC（フィルムコミッション）の全国組織であるJFC<sup>8</sup>にさっぽろ産業振興

7 肩書は本稿執筆当時。

財団（札幌映像機構）が正会員になるとともに、北海道ブロック理事に就任しました。

- ・平成26年10月に各FCが支援した映画等の事例や課題等を共有することを目的として道内FCとの意見交換会を札幌市内で開催しました。また、JFCとも連携し、JFC事務局長を招いて全国のFCの事例や、映像制作と地域の関係、地域活性化のヒントを紹介する「FCセミナー」を開催しました。



- ・平成27年1月にJFCが主催した地域FCと映像作者とのマッチングイベントであるJFCロケ地フェアに北海道ブロックとして参加。ロケ地をPRするとともに、来場者からのロケに係る相談に対応しました。



(2) 札幌特区映像撮影コーディネーター認定制度の創設（旧リエゾンオフィサー）

この制度は、ロケーション撮影時における安全の確保や法令の遵守並びに関係機関との調整等に関する一定の知識・技能・経験を有する者を札幌市長が認定する制度です。

札幌特区映像撮影コーディネーターとなった方には、札幌市が所有又は管理する施設等及び財産等の管理者と映像制作責任者間の連絡調整、撮影現場での安全確保、法令遵守の確認等を行っていただきます。平成27年7月現在、43名が札幌特区映像撮影コーディネーターとなっています。

8 JFCとは全国の撮影支援ネットワークを強化し、国や地方公共団体、FC、映像関係企業や団体などと協力・連携し、日本の撮影環境の発展に寄与することを目的とする団体。100を超える全国各地のFC等が会員となっている。

### (3) 札幌特区通訳案内士の登録・活用

通訳案内士になるためには、観光庁長官が実施する国家試験「通訳案内士試験」に合格し、資格を取得したうえで、都道府県に備える通訳案内士名簿に登録することが必要となります。

特区の特例を活用することで、札幌市が実施する研修を受講・口述試験に合格し、一定の要件を満たせば、通訳案内士（札幌市内限定）の資格を取得できる「札幌特区通訳案内士」を25年度に創設されました。

#### 言語別登録者内訳（27年7月現在）

英語	中国語	韓国語	タイ語	合計
59名	17名	11名	2名	89名

札幌特区通訳案内士を活用したロケ候補地ツアーを実施する等して、「札幌国際短編映画祭」で海外から来札した映画監督等に対してロケ地としての札幌の魅力を伝えています。



ロケ候補地ツアー

### 3 平成26年度の取り組み ②映像制作の支援

#### (1) 札幌市映像制作助成金の活用

札幌市内における映像制作の促進、映像を通じたシティプロモーションや観光誘客の促進を目的として札幌市映像制作助成金制度が平成24年度に創設されました。

平成26年度は9件（5の国・地域）の支援実績がありました。

その概要は以下のとおりです。

#### ■助成対象事業

北海道内で5日以上、かつ札幌市内で1日以上、札幌市内事業者により映像制作を行う事業

#### ■助成上限額

原則300万円

#### ■助成率

国内案件1/3 海外案件2/3

■支援実績（平成24～26年度）

項目	24年度	25年度	26年度	合計
支援件数	5	12	9	26
映画	0	1	2	3
TV番組	5	10	7	22
その他	0	1	0	1

■平成26年度の支援実績内訳

No.	放映国・地域	種類
1	台湾	TV（情報番組）
2	タイ	TV（情報番組）
3	タイ	TV（情報番組）
4	ベトナム	TV（情報番組）
5	日本	TV（ドラマ）
6	日本	映画（鏡の中の笑顔たち）
7	フィリピン	TV（情報番組）
8	日本	TV（ドラマ）
9	日本・韓国・中国	映画（風の色（仮））



ベトナムとの国際共同制作



国内TVドラマ



映画「鏡の中の笑顔たち」



映画「風の色（仮）」

(2) 海外プロモーション映像活用事業助成金の創設（プロダクトプレイスメント映像制作促進事業）

映像関連産業以外の企業による映像を活用した海外へのプロモーション事業等を支援することを目的として、海外プロモーション映像活用事業助成金が平成26年度に創設されました。

平成26年度は、アジア各国のクイズ予選を勝ち抜いた参加者が北海道をクイズやゲームをしながら周遊する番組「北海道ドリームゲームショー」など、計2件の案件に助成を実施。

■助成上限額 1,000万円

■助成率 1/3

■助成事業（北海道ドリームゲームショー）概要

主催	北海道・アジア交流促進事業実行委員会 ①北海道、②札幌市、③旭川市、④網走市、⑤帯広市、⑥釧路市、⑦函館市、 ⑧留寿都郡、⑨北海道大学、⑩北海道テレビ放送、⑪北洋銀行、⑫JTB 北海道ほか
事業概要	・アジア5地域（台湾・タイ・シンガポール・ベトナム・インドネシア）で予選会を開催。 ・予選会を勝ち抜いた5チーム10名が道内7か所を回りながら決勝大会を実施。 ・その様子を映像に収めて道内及び海外9地域で番組を放映。
放映国・地域	①日本（道内）、②中国（上海）、③台湾、④シンガポール、⑤インドネシア、⑥タイ、 ⑦ベトナム、⑧カンボジア、⑨ペルー、⑩アメリカ（ハワイ）
備考	本事業の実施を通じて、「外国人専用北海道周遊バスツアー」などの新たな旅行商品を作成し、観光客誘致を図った。

(3) タイ国政府観光庁との映像交流事業の実施

第64回さっぽろ雪まつりの開会式において、札幌市とタイ国政府観光庁（TAT）との間で、「映像及び観光に関する趣意書」を25年2月に締結しました。この趣意書に基づき、TATと連携し、タイ・札幌の魅力を相互に発信するテレビ番組を制作・放映する映像交流事業を実施しました。

項目	北海道で撮影・タイで放映した番組	タイで撮影・北海道で放映した番組
放送局	チャンネル3 [地上波]	北海道放送(株) [地上波]
番組名	The Guest House on The Road	おやじ旅 Vol.2 ～タイ王国のリゾートライフ～
放映日時	① 26年11月15日(土) 7:45～8:45 ② 26年11月22日(土) 7:45～8:45 ③ 27年1月17日(土) 7:45～8:45 ④ 27年1月24日(土) 7:45～8:45	26年12月30日(火) 8:55～9:50
番組内容	タイから訪れたキャスター2人が札幌市・紋別市で北海道の秋の魅力を伝える。	タイ王国南部にあるクラビの魅力と首都バンコクの新しいアミューズメントスポットなどを道内在住の俳優が旅をしながら体験する。
撮影期間	26年10月19日(日)～10月27日(月)	26年11月12日(水)～11月20日(木)



趣意書調印式



札幌市(定山溪)



紋別市(ガリンコ号)



クラビ(ロック島)

#### 4 平成26年度の取り組み ③映像コンテンツの輸出支援

(1) RE:J SAPPORO (リジェイサッポロ) を札幌で開催

国の財政支援を活用し、平成26年6月、札幌で国際映像商談会等のイベントで構成する「RE:J Sapporo」を開催しました。

映像商談会では、国内のコンテンツホルダーとアジア各国から参加したメディア関係者お

よびバイヤーによる活気ある商談が多数行われました。

また、初日に開催したフォーラムにおいては、「札幌コンテンツ特区」の取組みを紹介するなど、札幌をはじめとする地域映像コンテンツのさらなる可能性について参加者に提案を行いました。

開催期間	平成26年6月16日(月)～20日(金)
参加団体	日本国内 13道府県44団体(自治体・TV局・フィルムコミッション) 海外メディア 6地域・国14名(TV局・制作会社・メディア企業) 海外バイヤー 8地域・国33名(地方コンテンツの購入実績及び購入意欲あり)
開催したイベント	① フォーラム ② 交流会 ③ メディアプレゼンテーション ④ ピッチング ⑤ 映像商談会 ⑥ ロケーションスカウティング
備考	本事業を通じて形成されたネットワークにより、市内事業者とベトナムの事業者による国際映像共同制作案件の組成などの成果に繋がった。

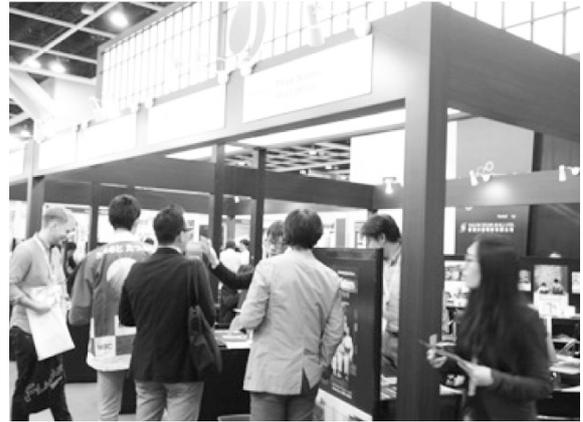
## (2) 国内外で開催される国際映像商談会への出展

平成26年度は、東京TIFFCOM、シンガポールATF、香港フィルマートの3か所の国際映像商談会に出展しました。

このうち、香港フィルマートは、アジア最大規模のコンテンツマーケットであり、平成26年3月の開催で第19回目を迎えました。全体としての出展数は30か国以上、780社以上であり、バイヤー数も7100名以上となりました。

札幌市としては7度目の出展となり、ブースパビリオン名を「REGIONS OF JAPAN」とし、地域連携を軸とした地域発コンテンツの海外発信を行いました。こちらには、北海道の全放送局が参加し、日本政府関係機関<sup>9</sup>にも来場して頂き、政府関係機関にもご注目頂くことができました。また、仙台、岩手、福島<sup>9</sup>の東北3県の放送局が出展し、被災地を巡る紀行番組の作品を出品するなどし、震災復興へのアピールへの足掛かりともなりました。

9 例えば在香港日本国総領事館 総領事 野田仁氏、日本貿易振興機構(香港) 所長 小野村拓志氏、経済産業省 商務情報政策局 文化情報関連産業課長 柏原恭子氏



香港フィルムアート (REGIONS OF JAPAN)

## 5 平成27年度の取り組み及び今後の展開

平成26年度までの取り組みを踏まえ、平成27年度は次のような方針で、取り組みを続けています。年度が終了した後、平成27年度の取り組みの成果について取りまとめることとなっています。

### (1) 平成27年度の取り組み

#### ① 撮影環境の整備

- ・フィルムコミッション機能のさらなる強化 ⇒体制の強化、ガイドブックの制作
- ・札幌特区映像撮影コーディネーターの活用 ⇒助成金の審査基準の変更
- ・札幌特区通訳案内士の活用

#### ② 映像制作の支援

- ・国際共同映像制作の促進
  - ・国内撮影案件の支援
- ⇒ 国内外の関係者とのさらなるネットワーク強化

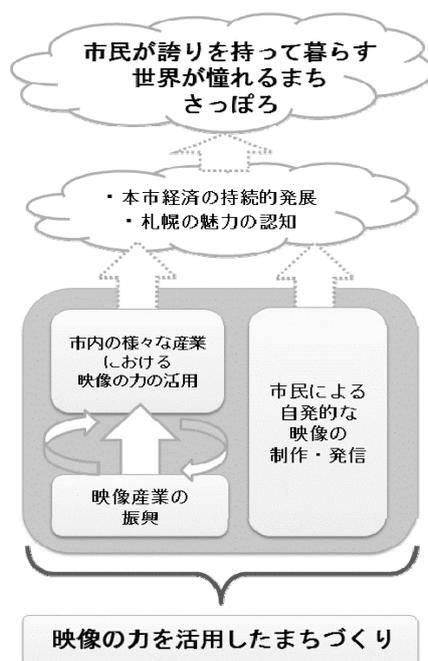
#### ③ 映像コンテンツの輸出支援

- ・国内外で開催される国際映像商談会への出展
- ⇒ 国内他地域連合による出展継続

### (2) 今後の展開

札幌コンテンツ特区は、平成24～27年度の計画期間で認可を受けており、平成27年度で終了いたします。しかし、これまでの活動を受け、さらに発展するための活動を予定しており、札幌市は平成26年5月に「映像の力により世界が憧れるまちさっぽろを実現するための条例」を制定し、更に、同条例に基づく基本計画（（仮称）札幌市映像基本計画）の策定を予定しています。

平成26年条例は、以下のようなイメージで、札幌の価値を高めることを目的としています。



## 6 知的財産と札幌コンテンツ特区

本稿が掲載されるときには、札幌コンテンツ特区は既に終了しています。

これまで4年間の活動により、数多くの成果を達成することができ、知的財産戦略本部の平成25年6月7日知的財産政策ビジョンにおいても、「国内外から人を日本に呼び込むインバウンドの推進」を図るために実施されている施策として紹介していただき、活動を高く評価していただいています<sup>10</sup>。

他方、冒頭でご説明したとおり、札幌コンテンツ特区については、政府の知的財産戦略本部が策定した知的財産推進計画2012において、「日本を元気にするコンテンツ総合戦略」として位置付けられているとおり、その活動は、北海道や札幌でのコンテンツ創造を中心とした取り組みでした。札幌コンテンツ特区において、北海道や札幌が、コンテンツの創造において知的財産の保護や取得と直接行うというものではありません。

今後、札幌コンテンツ特区を土台として継続される活動においても、まずは、北海道における映像コンテンツを創造し、発信することにより地域の活性化を図ることが目的となりますが、将来的には、創造されるコンテンツの知的財産を北海道や札幌あるいは日本の機関・企業が保有・活用できるようになることも期待しています。

また、アジアにおけるコンテンツ産業拠点都市としての地位を確立することにより、映像コンテンツ分野にとどまらず、流通や観光などの産業においても北海道や札幌が更に活性化することで、道内の既存の知的財産や新たな知的財産の保護・活用に結びつくことを期待しています。

10 平成27年度上期に札幌を訪れた観光客は855万8千人で、前年度上期の845万1千人と比較すると1.3%の増加となっています。そして、外国人宿泊者数は86万5千人で、過去最多となり、前年度上期の59万9千人と比較すると44.3%の増加となっており、大きく増加しています。この成果には、札幌コンテンツ特区の活動も一つの要因になっていると思われます。

## 7 追記 香港フィルマート2016

本稿の出稿直前まで、昨年度と同様に、香港フィルマートに参加しました。

ブースパビリオン「REGIONS OF JAPAN」には、平成27年度は、計9地域（札幌市、福島県、仙台市、名古屋市、新潟県、京都市、福岡市、佐賀県、熊本県）から24社のテレビ局を含む32団体が参加しました。

平成27年度も、香港フィルマートだけでなく、東京でのTIFFCOM、シンガポールでのATFなど継続的に番組販売の商談を行っており、アジア各国に日本の参加各地域発の映像コンテンツが毎日流れている光景もそう遠くはないと期待しています。

### 《香港フィルマート概要》

名称 香港フィルマート2016 (Hong Kong International Film & TV Market)

主催 香港貿易発展局

会期 平成28年3月14日(月)～3月17日(木) 9:30～18:00

会場 香港コンベンション&エキシビジョンセンター



以上